資料No.4

意見書4通 提出者4名

区分	要旨	見解
区域設定	区域変更案では、弊社の建設地の約半分が除外対象となり、残り半分が区画整理区域内に残る。全部除外してほしい。 今回除外された地区より、地盤が高いところが数か所あり、除外にあたっての根拠が不透明に思われる。区域変更にあたっては、地盤の高低が判断の基準になるべきと考える。	事業区域は、より良いまちの再生を目指し、安全な市街地の形成や商業・業務機能などの再編・集約整備のため、必要最小限の範囲を設定しています。 今般の事業区域の変更は、昨年11月に岩手県より、大船渡湾における防潮堤の高さ変更が公表されたことを受け、再度津波浸水シミュレーションを実施し、排水計画や造成計画を見直した結果に基づき、事業効果の期待できない区域を事業区域から除外するものです。 なお、事業効果が期待できる区域については、引き続き、土地区画整理事業区域として一体的整備が必要です。
避難対策	旧大船渡駅前から南側の津波復興拠点整備地域やその周辺地区は今回の東日本大震災規模の津波対策において、山側住宅地を守るための2線堤防護策の内側部分に位置し、遊水池の役割を果たすと思われ、災害時においては、大きな被害を受けることが予想される。防潮堤が未整備の現在、高齢者や子供が徒歩で安全に避難できるよう、避難施設や避難路の整備等、十分な計画と対策が必要と考える。	津波復興拠点整備事業の推進にあたり、 平成25年4月17日にワーキンググループ を設置し、再度の大津波によって浸水が想 定される地域の一時避難場所や応急救護、 避難者のケアなどを行う防災活動拠点機能 を有する津波復興拠点や安全に避難できる 機能確保について検討を進めています。
事業手法	駅裏の区画整理は、早期復興のためには、 必要ない。自力復興を活性化させるべきと 考える。	今後整備される防潮堤など海岸保全施設により、明治三陸津波程度の津波を防ぐことは可能ですが、今次津波規模の津波は防ぐことができません。 震災前、市の中心市街地であった本地区は、住宅や店舗・事務所等が集積しており、今後、中心市街地として再生し、これを継続させていくためには、住宅はもとより商業・業務機能の再編・集約と、大規模津波や地盤沈下に対応する基盤づくりを行う必要があります。 このため、JR大船渡線から国道45号までの区域の嵩上げを行い、JR大船渡線から海側は、商業・業務施設等の再集積を図ります。

区分	要旨	見解
減歩	何回減歩する気なのか。津波ですべてを 失い、さらに先祖からの土地も失うと思う と心の安らぐ日がない。減歩は絶対反対で ある。	東日本大震災により大きな被害を受けた 市の中心市街地を再生するため、JR大船 渡線から山側は、既往最大津波に対して安 全な市街地形成を図る嵩上げにより、住居 系の土地利用とし、JR大船渡線から海側 は、商業・業務施設等の再集積を図ります。 これらの整備は面的かつ総合的に実施する 必要があることから、土地区画整理事業に よる整備を計画するものです。 この整備に必要な道路等の公共施設用地 等を生み出すため減歩が必要となり、整備 により宅地の利用増進が図られる範囲内に おいて減歩をお願いすることとなります。 なお、宅地の利用増進は、それぞれの状 況により異なるため、減歩率もその状況に 応じたものとなります。
事業計画	今後の人口動態や経済環境の変化等を客観的に分析し、地域の復興と被災者の生活再建が一日も早く実現できるような現実味のある事業計画を作ってほしい。	土地区画整理事業を進めるにあたっては、昨年8月に区域内の地権者等を対象に個別面談や土地利用意向調査を実施し、居住意向の把握に努めてきたところです。 今後とも、事業計画の策定においては、ご意見の趣旨を踏まえて十分検討し、効率的かつ効果的な事業の推進に努めて参ります。